

**改正**

平成16年9月30日告示第60号

平成22年3月31日告示第17号

令和2年1月17日告示第7号

豊前市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市内に居住し、住所を有する介護保険要介護認定非該当者のうち、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を予防することを目的として実施する豊前市生活管理指導短期宿泊事業（以下「事業」という。）について必要な事項について定める。

(実施主体)

**第2条** この事業の実施主体は、豊前市とする。

(対象者)

**第3条** この事業の対象者は、豊前市に居住する概ね65歳以上の高齢者で社会適応が困難な者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は入所の対象外とする。

- (1) 感染性疾患を有し、他の入所者に感染させるおそれのある者
- (2) 他の入所者に著しい迷惑をおよぼすおそれのある者
- (3) 疾病等により医療機関に入院し、治療を受ける必要がある者
- (4) その他、本事業の対象者として適当でないと認められる者

(実施施設の委託)

**第4条** この事業を円滑に実施するため、養護老人ホーム等（以下「実施施設」という。）に委託するものとする。

(入所の期間)

**第5条** 入所の期間は、原則として7日以内とする。ただし、入所期間の延長がやむを得ないと認められる場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用料)

**第6条** この事業を利用した者は、入所に要する費用のうち、食事代相当額を負担するものとする。

2 前項に規定する利用者の負担額は、介護保険制度における要支援単価を基準として、市長が別に定める。

(利用の申請)

**第7条** この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、生活管理指導短期宿泊事業利用申請書を、直接又は在宅介護支援センター若しくは民生委員を経由して、福祉事務所に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭により承認を受け、事後に申請書を提出しても差し支えないものとする。

(利用の決定)

**第8条** 福祉事務所長は前条の規定による申請のあったときは、速やかに対象者の状況を把握し、利用の可否を決定し、利用施設及び申請者に生活管理指導短期宿泊事業利用決定通知書により通知するものとする。

(入所期間の延長)

**第9条** 第5条ただし書の規定による入所期間の延長を必要とする者は、入所期間延長申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、入所期間延長申請書を受理した場合、その内容を審査のうえ、期間延長の可否の認定を行い、入所期間延長決定（却下）通知書により当該申請者及び利用施設に通知するものとする。

(利用の廃止)

**第10条** 福祉事務所長は次のいずれかに該当する場合は、事業の利用を廃止することができる。

- (1) 利用者が、介護保険要介護認定で要支援以上の判定を受けたとき。
- (2) 福祉事務所長は、利用者の事業の継続が適当でないと認めたとき。

(対象者の移送)

**第11条** 対象者の実施施設への入所及び退所時の移送は、申請者と実施施設が責任をもって行うものとする。

(事業の提供及び報告)

**第12条** 実施施設は、日程を調整し、事業実施計画を作成して、福祉事務所長に提出しなければならない。

2 実施施設は、毎月生活管理指導短期宿泊事業報告書を提出しなければならない。

(補則)

**第13条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行し、平成12年4月2日から適用する。

**附 則**（平成16年9月30日告示第60号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日告示第17号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年1月17日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。